

家電・廃乾電池のリサイクルにご協力を

●家電リサイクル●

家電リサイクル法が平成13年4月にスタートし、北海道でも多くの家電品（テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン）が、メーカーに引き取られ、新たな製品の原材料にリサイクルされています。

このリサイクルに必要な料金と収集運搬料金については、消費者の皆さんに負担していただいておりますが、家電店などに、その料金を支払ったときは、「家電リサイクル券」の控えを必ず受け取ってください。

豊かな環境を次の世代へ確実に引き継ぐことができるように、家電をはじめ全ての「もの」について、一人ひとりが「大事に長く使う」ことを心がけ、使用できなくなり手放すときには適切に分別を行うなど、「もの」が循環し有効な資源としてリサイクルされるよう、また、リサイクルに必要な経費の負担について、ご理解とご協力をお願いします。

リサイクル料金については、各電気店にお問い合わせください。

●廃乾電池のリサイクル●

家庭で不用になった乾電池には、水銀やカドミウムなど重金属が含まれており、腐食させると大変危険です。

町では、電池による環境汚染のないように公共施設のほか、電気店・写真店等のご協力により、店頭回収を実施しております。

これら回収された電池は回収後、再生処理され、再度、工業原料に生まれ変わります。

身近な電化製品、電池からリサイクルを考えてみましょう。

＝回収にご協力をお願いいたします＝

お問い合わせ先 生活環境課生活環境グループ ☎2-2454

シベリア強制抑留者のみなさまへ

- 特別給付金を支給しています。
- 請求の受付は、平成24年3月31日（消印有効）までとなっています。
- 対象は、平成22年6月16日にご存命で日本国籍を有する方（同日以降に亡くなられた方は相続人）が対象です。
- まだ請求されていない方は、平和祈念事業特別基金までご連絡ください。

- お問い合わせは、
☎0570-059-204（ナビダイヤル）
（IP電話・PHSからは03-5860-2748へ）

平日は、9:00から18:00まで受け付けております。

（土日祝は休みです。ただし、平成24年3月31日（土）は受け付けています。）

ゴミを燃やすことは環境犯罪です

ゴミを燃やすことは、原則禁止（小型焼却炉も含む）されています。罰則も5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金と大変厳しいもので、未遂も同様の罰則が科せられます。

ゴミを燃やすと有害物質の発生や、悪臭等の原因になりますので、燃やすゴミは、必ず町指定のゴミ袋に入れて出してください。

動物を飼っているみなさんへ

最近、飼い主のみなさんのモラル低下による苦情やトラブルの問い合わせが増加しています。人に迷惑をかけないことは飼い主の責務です。

散歩中の糞は必ず持ち帰り、犬小屋の周囲も清潔にしましょう。また、放し飼いは法律で禁止されています。散歩の時も必ず引き綱をつけてください。ムダ吠えなど犬のストレスを減らすためにも、十分な散歩やしつけをしましょう。



（有料広告）

*給湯機器 *水洗トイレ *ユニットバス *キッチン *暖房機
*換気扇の取替工事、点検整備ご相談下さい。

(株)光設備サービス

代表取締役 佐々木 秀 光

長万部町高砂町411-345 TEL (2) 3937 FAX (6) 9009

